大分県消費生活相談員人材バンク設置要領

（目的）

第１条　この要領は、県及び市町村の消費生活相談体制の強化を図るため、「大分県消費生活相談員人材バンク」（以下「人材バンク」という。）を大分県（以下「県」という。）に設置し、相談員の採用を希望する市町村と消費生活相談員として就業を希望する者との仲介を行うこと等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（人材バンクに登録できる者）

第２条　人材バンクに登録できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　消費生活相談員の資格（国家資格）を有する者

二　独立行政法人国民生活センターが付与する消費生活専門相談員の資格を有する者

三　一般財団法人日本産業協会が付与する消費生活アドバイザーの資格を有する者

四　一般財団法人日本消費者協会が付与する消費生活コンサルタントの資格を有する者

（登録）

第３条　県は、前条に規定する者のうち登録を希望する者（以下「登録希望者」という。）から提出された登録申請書（様式１）に基づき、人材バンクへの登録を行うものとする。

２　前項の登録は、人材バンク登録者リスト（以下「リスト」という。）への登載により行うものとする。

３　県は、第１項の登録を行った場合は、登録希望者に対し、登録した旨を通知するものとする。また、勤務希望市町村に対しても、登録があった旨を通知するものとする。

（登録内容の確認）

第４条　県は、人材バンクに登録された者（以下「登録者」という。）に対し、毎年度定期的に登録内容を確認するものとする。

（登録の変更）

第５条　登録者は、登録内容に変更が生じた場合は、速やかに県に対し、登録変更届（様式２）を提出するものとする。

２　県は、前項の登録変更届の提出があった場合、速やかに変更登録を行うものとする。

３　変更登録に当たっては、第３条第２項の規定を準用する。

（登録の抹消）

第６条　登録者は、人材バンクへの登録を希望しなくなった場合は、速やかに県に対し、登録抹消届（様式３）を提出するものとする。

２　県は、前項の登録抹消届を受理した場合、速やかに登録抹消届を提出した者に係る登録を抹消するとともに、当該者に対し、登録を抹消した旨を通知するものとする。

３　県は、登録者が第５条第１項に定める住所の変更を２年間行わなかったときは、登録を抹消できるものとする。

（リストの活用方法等）

第７条　登録者の採用を希望する市町村は、県に対し、情報提供申請書（様式４）を提出するものとする。

２　県は、市町村から申請があった場合、リストに掲載された情報に基づき、速やかに情報提供するものとする。

３　市町村は、県から情報提供を受けた後、当該登録者に対し、勤務条件等を説明し、採用面接等により採用の可否を決定するものとする。

４　市町村は、前項の採用の可否の内容について、県に報告書（様式５）により報告するものとする。

５　県は、大分県消費生活・男女共同参画プラザにおいて登録者の採用を希望する場合は、リストを活用することができるものとする。

（情報の管理）

第８条　県は、登録者から知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）等の関係法令に則し、漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報の適正な管理に努めるものとする。

（雑則）

第９条　この要領に定めるもののほか、人材バンクの運営に関し必要な事項は、消費生活・男女共同参画プラザ所長が別に定める。

附　則

この要領は、平成２７年２月６日から施行する。

この要領は、平成２８年９月１日から施行する。

この要領は、平成３０年１２月２８日から施行する。

この要領は、令和２年３月１日から施行する。

この要領は、令和６年１０月３１日から施行する。

この要領は、令和７年１月３１日から施行する。